

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇

なくそう差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

# 西日本春闘討論集会

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3833  
18年2月27日(火)  
・Fax 095-828-1953

おはようございます。  
もうすぐ三月ですが、朝晩の冷え込みはまだ暫らくは続きそうです。休養と栄養で万全な体調で仕事に望みましょう。

二月二十一日、郵政産業労働者ユニオンに所属する原告団が訴訟を起こした「労働契約法20条郵政西日本裁判」の判決が出ました。

マスコミも取り上げたのでご存知の方も多いと思いますが、期間雇用社員においても

**年末年始手当及び扶養手当**については社員並みに全額保障すること

### 住居手当

については一般職と比較して全額保障すること  
と言った内容の判決が出ました。

一部ではありますが原告の訴えが認められたのです。私はあらためておかしなと思う事、納得が出来ない事に対し声を上げ行動すること

この大切さを感じました。



そんな中、二月十七日から十八日に行なわれた、西日本春闘討論集会に参加してきました。

集会には北九州市の真鶴会館にて、西日本各地から96名が集まりました。

はじめに特別スピーチとして4団体の代表の方が報告されました。

### 1、JAL争議団

(林 恵美)

165名の不当解雇問題について

### 2、福島原発被ばく損害賠償裁判(あらかぶさん)

あらかぶさんは、13年に渡り福島第一原発の事故収束作業や玄海原発の定期検査に従事。さまざまな管理体制ゆえに急性骨髄性白血病を患いましたが東電は労

働者を捨て駒のように扱いました。現在損害賠償裁判中です。

### 3、パート差別20条裁判(全国一般北九州支部九水商事分会)

パート社員が正社員と同じ作業をしているのに通勤手当と皆勤手当に格差があるのは労働契約法に違反すると訴えた裁判です。

### 4、ベトナム人実習生強制帰国

鹿児島村田村でベトナム人の実習生3人が、実習期間中にもかかわらず強制帰国を命じられた問題です。この様にいろんな職場でいるんな問題に対し立ち上がって闘っている労働者の仲間を応援したいと思います。



その後  
全労協春闘方針提案が、全労協事務局長の中岡基明氏より提案されました。

その中でも私が特に共感したところがありました。「8時間で生活できる賃金を」「残業なしで暮らせる賃金を」「勝ち取るうー」という部分です。

1日は誰にとつても24時間。8時間は睡眠に、8時間は仕事に、8時間は自分や家族のために

### 記念講演は 本間高道さん(岐阜一般労働組合委員長)

「労働組合の今日的役割とは何か？」  
労働組合のあり方をいろんな角度から分析しユーモアを交えながら話されて大変興味深い内容でした。

初日のスケジュールも楽しいの懇親会で終わります。

同会場で行なわれましたが、料理は、今回参加されたベトナムの方々の手作り春巻きや、アツアツのおでん、四日間煮込んだカレーと、心まで満たされるおもてなしに本当に感謝です。ありがとうございました。

### 翌十八日 各地方・各労組の報告

郵政ユニオンとしてはユニオン組合員が原告団として提訴した労働契約法20

条裁判の経過報告と支援のお願いを家門副委員長と西岡崎さんが報告しました。



また、九州での郵政産業ユニオンの佐賀の20条裁判の経過と傍聴支援のお願い、18春闘への取り組みを田尻書記長が報告しました。

私自身はこの西日本春闘討論集会への参加は2回しかありませんがそれでも各労組の組合員の退職等での人員減は耳にします。がその一方では非正規やパート、女性や今回参加された、まだ日本語を習得する前の外国の方々など、本当に弱い立場の方が「おかしな、納得できない」と声を上げる人は増えていきます。このすばらしい仲間がいる限り「想いは必ず叶う」と私は信じます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。